

国官運安 1 1 1 号  
平成 2 9 年 7 月 6 日

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第三百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正について

国土交通大臣 石井 啓一

標記について、運輸審議会答申（平成 2 9 年 7 月 6 日付国運審第 1 1 号）に基づき、別紙のとおり定める。

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第一百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針

## 1. 基本的な考え方

- (1) 「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」により、運輸事業者において、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を求めるとともに、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の適切な構築を図るため、組織的な安全管理を実施すべき運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられた。

本方針は、この安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下この方針において「運輸安全マネジメント評価」という。）の実施に係る基本的な方針である。

- (2) 法施行後、これまで安全管理規程に係る制度（以下「運輸安全マネジメント制度」という。）の周知、啓発等に努め、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施してきた。

その結果、運輸事業者の運輸安全マネジメント制度に対する理解も進んできており、基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについては、概ね構築されている。また、事故件数、事故原因等から見ても一定の効果が現れてきている。

このように、運輸安全マネジメント制度は運輸事業の安全性の向上に有効であり、更なる展開を図ることが必要である。また、近年の社会環境の変化等により、安全に関し考慮すべき事柄も顕在化していることから、これらを取り込んだ安全管理体制の構築を行うことが必要である。このため、今後の運輸安全マネジメント制度については、第一に、運輸安全マネジメント評価の対象となる運輸事業者の範囲をさらに拡大すること、第二に、中小規模事業者においては、事業規模に応じた安全管理体制の構築を促すこと、第三に、自動車輸送分野においては、相当数の事業者が安全管理規程の作成等の義務付けの適用除外とされており、これらの事業者が自主的に運輸安全マネジメント制度に参画することを促進するための措置を具体化すること、第四に、自然災害、テロ、感染症等への対応に関する社会的要請についても可能な限り取り入れていくこと、といった対応が求められている。

- (3) 同時に、平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機として、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）に対する安全性の確保の社会的要請が高まっている。貸切バス事業者に対しては、平成28年12月に道路運送法が一部改正され、安全対策を強化する措置が講じられたところであり、この趣旨を踏まえた重点的な運輸安全マネジメント評価の実施が求められる。

## 2. 今後5年間の運輸安全マネジメント評価の実施に関する視点

1. の基本的な考え方を踏まえ、今後の運輸安全マネジメント評価の実施にあたっては、以下の点に重点を置いて進めるべきである。

### (1) 貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の重点的実施

平成25年10月、全ての貸切バス事業者に対して安全管理規程の作成等が義務付けられたが、未だ多くの事業者において、運輸安全マネジメント評価が実施されていない状況にある。貸切バス事業者の安全性の確保は喫緊の課題であり、今後概ね5

年間を目途に、国土交通本省において必要な体制を整備しつつ、全ての貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を実施する。

## (2) 中小規模事業者への対応

法施行後の実施状況から、運輸安全マネジメント制度に係る取組について難しいと感じる中小規模事業者が少なからず存在することが判明している。この要因としては、主として大手事業者を念頭に置いて作成された「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）には、必ずしも中小規模事業者の実態にそぐわない記述もあること、また、限られた要員で事業運営を行う中で、事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用や内部監査等は実施しにくい状態にあることが考えられる。このため、中小規模事業者の特性にかんがみた取組を促すため、中小規模事業者向けのガイドラインを作成する。

## (3) 運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインの更新

人材不足から生じる高齢化や輸送施設等（車両、船舶、航空機及び施設）の老朽化への対応、自然災害、テロ、感染症等への対応といったこれまでガイドラインに反映されていなかった今日的な課題や事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用や内部監査の実施方法等更なる向上が必要な事項について、運輸事業者における取組を促進するため、ガイドラインの見直しを図る。

## (4) 安全統括管理者の活動の支援

運輸安全マネジメント制度における安全管理体制の構築においては、安全統括管理者の役割が極めて重要であり、以下の取組を推進することにより、安全統括管理者の社内外における活動を円滑化することが必要である。

第一に、国土交通省と安全統括管理者は、これまで以上に日常的なコミュニケーションを活性化するとともに、国土交通省は、安全統括管理者の求めに応じた適時適切な助言を行う。第二に、安全管理については、同業者間であっても、有益な情報

は共有されることが望ましく、また、異業種間においても、例えば共通する課題への対応等の情報が共有されることで取組が促進されることもあることから、安全統括管理者間の交流の場を創設する。なお、当面、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価に重点を置くことから、安全管理体制が高い水準で構築されていることが確認される運輸事業者に対しては、必要に応じて、安全統括管理者を通じた安全管理体制の確認を行うことにより、運輸安全マネジメント評価実施の必要性の有無を見定めることとする。

#### (5) 運輸安全マネジメント評価実施体制の強化

法施行後の実施状況を踏まえると、運輸安全調査官に求められる技量は、多様化、高度化しつつある。運輸安全調査官の分析力、提案力の向上を図るため、外部機関との連携等による人材育成方策の強化や法施行後の評価事例を類型化したデータベースの作成等による効果的な評価の基盤を強化する措置を講じる。

### 3. 運輸安全マネジメント評価実施方針

#### (1) 運輸安全マネジメント評価における重点確認事項

安全管理体制の構築の取組の途上にある運輸事業者においては、まずは自らの組織に即したPDCAサイクルを機能させることを最優先に取り組むことが望まれる。一方、PDCAサイクルに基づく取組を推進している運輸事業者においては、安全管理体制の更なるスパイラルアップを図るべく継続的に取り組むべきである。また、いずれの運輸事業者においても、経営トップのリーダーシップや法令遵守は、安全管理の根幹をなすものであり、これを踏まえた取組を行うことが必要である。

さらに、法施行後の実施状況から、多くの運輸事業者において未だ取組の改善の余地が大きいことが明らかになっている事項については、運輸安全調査官が積極的に助言を行い、取組を促すことが必要である。

以上のことから、今後、安全管理規程に基づいた安全管理体制に関し、以下の項目の確認を重点的に行い、必要に応じて、更

なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。

- ① 経営トップを含む経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か。
- ② 自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用が計画的になされ、それら運用状況を自ら定期的に確認し、その確認の結果を踏まえ、安全管理体制の見直し及び継続的改善がなされているか。また、特に、取組の進んでいる運輸事業者にとっては、当該見直し及び継続的改善を踏まえた安全管理体制の向上のための新たな取組計画の作成がなされているか。
- ③ 多くの運輸事業者において未だ取組の改善の余地が大きいことが明らかになっている「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」及び「内部監査」について、取組がなされているか。
- ④ 過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか。

## (2) 運輸安全マネジメント評価の実施の方法について

- ① 関係法令及び本方針に基づき運輸安全マネジメント評価を行う。
- ② 大臣官房運輸安全監理官において、本方針に沿った運輸安全マネジメント評価実施要領を作成し、当該要領に基づいて実施する。この際、保安監査実施部局と十分な連携を図る。
- ③ 経営トップ、安全統括管理者等の経営幹部への面談調査と経営管理部門が管理する安全管理に係る書類の確認を中心に実施し、別添のガイドライン等に基づき、運輸事業者に対し、必要に応じ、きめ細かな助言を行う。
- ④ ガイドライン中、運輸事業者における取組が相対的に進んでいない事項について、法施行後の評価事例を類型化したデータベースの活用を視野に入れつつ、当面は、取組が進捗している運輸事業者の取組事例を提供する等運輸事業者の具体的な行動に結びつく助言を行う。
- ⑤ 保安監査実施部局との相互の情報交換等による保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総

合的な把握及び分析に努める。

(3) 運輸安全マネジメント評価の実施方法等の見直し及び改善について

- ① 運輸安全マネジメント評価に関する内部監査、運輸安全マネジメント評価を実施する運輸安全調査官に対する技量評価、評価方法の検証、運輸安全マネジメント評価実施事業者に対するアンケート調査、日ごろ連携している安全統括管理者からの意見等に基づき、その実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行う。
- ② 運輸審議会に上記①の実施方法に係る見直し及び改善の状況を報告する。
- ③ 上記①②を踏まえ、運輸安全マネジメント評価の実施方法の改善及び運輸安全調査官の資質向上等、運輸安全マネジメント制度の更なる充実強化に努める。

(4) 運輸安全マネジメント評価の結果の取り扱いについて

- ① 運輸安全マネジメント評価の所見については、当該運輸事業者に対してきめ細かな説明を行い、経営トップとの認識の共有を図る。
- ② 運輸安全マネジメント評価の結果については、事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘案しつつ、毎年度実施したものを全体概要としてとりまとめ、運輸審議会に定期的に報告し、また、ホームページ等で公表する。

(5) 運輸安全マネジメント評価の実施計画

今後概ね5年間で重点的に実施することとしている貸切バス事業者については、年間320事業者を目安として実施する。

また、上記(1)から(4)に従い、鉄道分野、航空分野、自動車分野(貸切バス事業者を除く)及び海運分野の合計で、年間90から110事業者程度を目安として、計画的かつ効率的に実施する。

4. その他

- (1) 本方針は、平成29年10月1日より適用する。
- (2) 本方針は、国土交通大臣が行う運輸安全マネジメント評価について適用する。
- (3) 再発防止等の観点から緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合には、適時適切に運輸安全マネジメント評価を実施する。
- (4) 運輸事業者による効果的・効率的な安全管理体制の構築のため、情報通信分野の技術革新を活用するための検討を進める。
- (5) 大臣官房運輸安全監理官は、本方針の施行後5年を経過した時点において、本方針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。